

東京医療保健大学図書委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学附属図書館の適正な運営を行うために、東京医療保健大学図書委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 大学経営会議において任命する教員。
- (2) 経理財務部長及び教務部長。
- (3) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる。

(審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 附属図書館の管理運営に関する事項。
- (2) 図書館資料の収集、購入計画及びその選定に関する事項
- (3) 教育及び研究活動の支援に関する事項。
- (4) その他附属図書館全般に関する事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、大学経営会議において任命する。

(議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

附 則 本規程は平成30年4月1日から施行する。